

昭和二十九年六月十日(木曜日)午前十一時四十分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

石村 幸作君
堀 末治君
小林 武治君

伊能 芳雄君
伊能繁次郎君
木村 守江君
長谷山行毅君
館 哲二君
島村 軍次君

衆議院議員

政府委員

自治政務次官 青木 正君
自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁行政部長 小林与三次君
事務局側
常任委員 福永与一郎君
会専門員 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君

本日の会議に付した事件

○奄美群島復興特別措置法案(衆議院提出)
○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(堀末治君) これより地方行政委員会を開会いたします。

奄美群島復興特別措置法案を議題といたします。先ず発議者保岡武久君より提案理由の説明をお伺いいたしたいと存じます。

第三部 地方行政委員会會議錄第五十二号 昭和二十九年六月十日【参議院】

り提案理由の説明をお伺いいたしたいと存じます。

○衆議院議員(保岡武久君) 只今提案になりました奄美群島復興特別措置法案の提案理由、並びに、その内容の概略を御説明申し上げます。

奄美群島在住二十万同胞の日本復帰の悲願が、終戦後八年にして漸く達成され、昨年十二月二十五日正式に我が国に復帰致しましたことは、なお、記憶に新たなところでありませう。敗戦という激然たる事実の前に、やむを得なかつたものとはいひながら、同じ血を分けた同胞が、あたかも生木を引裂くのごとく母国の懐から切り離され、大海の孤島に、孤立した生活を営むことを余儀なくされた八年の長きに互る辛苦は、如何に筆舌に尽し難いものであつたか、誠に御同情を禁じ得ないのでありまして、雄々しくこの困苦に耐えて、母国復帰の喜びをかち得られた方々を迎えた八千万同胞としては、この長きにわたる空白を速かに埋めるために、できる限りの方途を講じ、同群島の急速な復興と民生の安定とを期することは、その義務であると存するものであります。

同群島は、大島本島、徳之島、喜界島、沖永良部島、与論島の主要五島の中心として、大小十万余の島嶼からなり、面積は十二万八千町歩であります。田畑は僅かに一万六千町歩、総面積の一分三厘に過ぎず、経済的にも極めて恵まれない環境にあります。戦前におきましても、同地域の経済的自立は頗る困難でありまして、同地域の経済を内地経済と同様の程度に引き上げるためには、国の強力な施策を必要とするものとされ、昭和十年を初年度とする大島郡復興十カ年計画が立てられておつたのであります。この復興計画は、実施の緒についておりまして、昭和十二年に日支事変が勃発し、引き続き太平洋戦争への進展に伴い、その後進々として進み、終戦を迎えるに至つたのであります。同地域の経済の基礎を固めるにはほど遠いものがあつたのであります。その上、太平洋戦争による同地域の戦災は、沖繩を失陥に伴ひ極めて激甚で、学校の公共建築物を始め一般産業施設に至るまで殆んど破壊焼尽され、而も終戦直後行政分難を宣せられ、その後本土との経済交流は全く杜絶し、一般産業は窒息状態に陥り、同地域の復興は放置に委されて、八年間の苦難の日が続いたものであります。

以上の如き経緯に鑑みましても、同地域の復興は、単に、行政分難中の空白を取り戻すだけではなく、二十年以前からの宿題でもあるのであります。強力な国の復興策なくしては、同地域は内地並に生きる途がないことはあまりに明らかなのであります。更に一歩進んで考えますに、同地域は沖繩に最も近接しており、対沖繩貿易が盛んでありまして、同地域の復興は、これらの交易関係にも多大の好影響をもたらすものと考へております。

御承知のごとく、離島の復興のため

の一般的制度として、離島振興法が制定されておりますが、奄美群島につきましても、右に申述べたような特殊事情に鑑み、離島振興法によつては到底その復興を望むことができず、強力な特別の復興対策を講じなければならぬと信じます。而して、同地域の急速な復興については、できるだけ簡素な行政機構で諸施策を計画的に強力に行い、その実効を具体的に挙げる必要がありまして、これがためには、総合的な復興計画の樹立と、その樹立及び実施に關する事務の一元化、並びに計画の実施に要する経費についての国の強力な措置が緊要であります。これらに關し、速かに特別法を制定することは、原住民の固において強く要望されてゐることは勿論であります。奄美群島の復興に伴ひ法令の適用の暫定措置等に關する法律案の、審議に當つて、国会においても論ぜられたところでありませう。

本法案の内容の概略を御説明申し上げます。条文の順を逐うて申し上げます。第一条は、本法律の目的であります。奄美群島の復興に伴ひ、同地域の特殊事情にかんがみ、その急速な復興を図り、住民の生活の安定に資するための特別措置として総合的な復興計画を樹立し、実施すべきことを諷つたものであります。

第二条から第五条までは、復興計画の樹立及び実施に關する規定であります。奄美群島の復興のため必要な事業は、これを総合的、計画的に実施する

ことが必要でありますので、復興事業は、その地域における総合的な復興計画を策定し、これに基づいて計画的に実施することとしたのであります。復興計画は、鹿児島県知事が計画案を作成し、内閣総理大臣が奄美群島復興審議会の審議を経て決定するものとす。これに基づいて年度別の実施計画を鹿児島県知事が定め、これを鹿児島県知事及び関係地方公共団体等が、それぞれ計画の定めるところにより、実施するものといたしてあります。

第六条は、復興事業に關する経費の支弁及び特別の助成に關する規定であります。同地域の復興計画を急速に実現するには、国において強力な特別の措置を講ずることが必要であります。これがため、復興計画に掲げる事業のうち公共土木事業については国費の支弁とし、文教施設その他の復興事業の実施に要する経費については、国は、全額又は高率の負担又は補助をすることとし、別表において他の法令に定めることとしてあります。

なお、同地域の基幹産業であるつむぎ、黒糖及び漁業並びにすべての生産の基礎をなす電気事業の復興を期するために、これらの事業者に対する県の貸付金に對して、国の財政資金から、特別融資を行うことができるものといたしてあります。

第七条及び第八条は、奄美群島復興審議会に關する規定であります。復興計画の審議、その他奄美群島の復興

が、田畑は僅かに一万六千町歩、総面積の一分三厘に過ぎず、経済的にも極めて恵まれない環境にあります。戦前におきましても、同地域の経済的自立は頗る困難でありまして、同地域の経済を内地経済と同様の程度に引き上げるためには、国の強力な施策を必要とするものとされ、昭和十年を初年度とする大島郡復興十カ年計画が立てられておつたのであります。この復興計画は、実施の緒についておりまして、昭和十二年に日支事変が勃発し、引き続き太平洋戦争への進展に伴い、その後進々として進み、終戦を迎えるに至つたのであります。同地域の経済の基礎を固めるにはほど遠いものがあつたのであります。その上、太平洋戦争による同地域の戦災は、沖繩を失陥に伴ひ極めて激甚で、学校の公共建築物を始め一般産業施設に至るまで殆んど破壊焼尽され、而も終戦直後行政分難を宣せられ、その後本土との経済交流は全く杜絶し、一般産業は窒息状態に陥り、同地域の復興は放置に委されて、八年間の苦難の日が続いたものであります。

本法案の内容の概略を御説明申し上げます。条文の順を逐うて申し上げます。第一条は、本法律の目的であります。奄美群島の復興に伴ひ、同地域の特殊事情にかんがみ、その急速な復興を図り、住民の生活の安定に資するための特別措置として総合的な復興計画を樹立し、実施すべきことを諷つたものであります。

第二条から第五条までは、復興計画の樹立及び実施に關する規定であります。奄美群島の復興のため必要な事業は、これを総合的、計画的に実施する

に關する重要事項を調査審議するため、關係行政機關の職員、鹿兒島県知事、同議長、学識経験者、の二十人以上で構成する審議會を、總理府に設置することといたしたいと存じます。

第九條は、復興事業の実施に關する指揮監督に關する規定でありまして、先に述べましたように復興事業を総合的、一元的に実施するために、内閣總理大臣に、総合調整権及び事業の実施者に対する指揮監督権を認め、また、鹿兒島県知事には、現地における計画の総合的な実施のために、市町村長等に対する指揮監督ができることとしたておきます。尤も、この権限は復興計画に基く事業の総合的な実施を期するものが本旨でありますので、各省大臣等の法令に基く指揮監督権を排除するものでなく、その趣旨を明かにいたしてあります。

第十條は、復興計画の実施に當る職員に關する規定でありまして、復興事業は、国費により、又は、高度の国の助成により、強力に実施することが必要と認められますので、現地においてこれに従事する職員は、国家公務員とすることとし、その任免及び進退等は建前上内閣總理大臣が行うこととするが、内閣總理大臣は、この権限を、鹿兒島県知事に委任できるようにしてあります。

第十一條は、復興事業に關する事務の所管に關する規定でありまして、この法律に基く内閣總理大臣の権限の行使に關する事務、審議會に關する事務、その他復興計画の策定及び復興計画に基く予算の執行に關する国の事務は、一括して処理することが適當と認められますので、これを自治庁において

て掌理する旨を定めてございます。

附則第一項は、この法律の施行期日及び有効期間、第二項は、第四條にいう年度別実施計画の本年度に關する特例、第三項は、審議會の設置に伴う總理府設置法の整理をいたしたものであります。

以上、本法案の提案理由及びその内容等の概略を御説明申し上げました。奄美群島の占領八周年に互る長い空白を速かに埋め、同地域の急速な復興を図り、二十万同胞が喜びに燃えて、相共に日本の再建に邁進する日の一日も速くを切に願うものであります。何とぞ慎重審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○理事(堀末治君) なお保岡君に申し上げますが、本法案の要綱について一通り御説明願いたいと思ひます。

○衆議院議員(保岡武久君) 第一に、奄美群島の特殊事情に鑑みその急速な復興を図り、住民の生活の安定に資するために、特別措置として総合的な復興計画を策定し、これに基く事業の実施をすること、これが第一の趣旨でございます。復興計画は、おおむね五カ年を目途といたしまして、次に掲げるような事業を内容とするにいたしてあります。第一は、公共土木施設の整備事業。第二に、土地改良及び林業施設の整備事業。第三、公立学校施設の整備事業。第四、つむぎの生産、製糖等の主要産業の復興事業。第五が、保健衛生及び社会福祉施設の整備事業。第六、電力、航路及び通信施設の整備事業。第七、はぶの類及び病害虫の駆除事業。これは現地の特殊な問題でございます。特に掲げたのでござ

います。第八、前各号に掲げるもののほか、奄美群島の復興に關し必要な事業とすることといたしてございます。

第三、計画は、内閣總理大臣が鹿兒島県知事の案に基き、奄美群島復興審議會の議を経て決定することといたしてあります。第四は、復興計画に基く事業の実施に要する経費は、公共土木施設の整備事業につきましては国費を以て支弁することといたしてあります。その内容は別表第一に書いてあります。道、河川、砂防、港湾、漁港、海岸、その六種類であります。これにつきましては全額国庫支弁ということにいたしたいと存じます。このための事業につきましては、別表第二に掲げてあります土地改良、林業施設、文教施設、保健、衛生及び社会福祉施設、これらにつきましては、高額の国庫負担若しくは補助ということにいたし、更に又第六條の第三項に、補助率、負担率等をきめずに、全額若しくは一部ということにいたしまして、少し幅を持たしてあります規定がござい

ます。これは、奄美群島における産業の復興のために必要な試験研究施設の整備の事業。第二には、本土と奄美群島内の各島を連絡するための地方公共団体の船舶及び通信施設の整備事業。第三、はぶの類及び病害虫の駆除に必要な事業。四、水産、亜熱帯性農林作物の生産及び養蚕の振興に關する事業。五、前各号に掲げるもののほか、奄美群島における民生安定に必要な産業の復興に關する事業。これらの問題につきましましては、その事業の性質、効果等に應じまして、適當にその都度率を定めるといふことに幅を持たしてあるわけであり

ます。そのほか、更に第六條の第四におきまして、電気事業、つむぎの生産事業、製糖事業、水産業、この四つの基幹産業につきましては、県の貸付金に對しその八割、十分の八に相當する金額を国庫資金から貸付けることができるという規定にいたしてあります。

要綱の第五は復興計画に掲げる事業の実施は、国費で支弁する事業については、原則として鹿兒島県知事が行うものとし、その他の事業につきましては、復興計画の定めるところにより、鹿兒島県又は市町村等が行うものとすることといたしてあります。第六、復興計画に掲げる事業の実施の事務に従事する鹿兒島県の現地職員は、国家公務員とすること。にいたしてあります。これは先ほど提案理由に申し上げましたように、国の全額支弁若しくは高額の負担補助等によつて、やることでござい

ますので、十分に指揮監督がでますために、地方自治法の規定にかかわらず、国家公務員としておいたほうが事業の適切な遂行に効果的であるという考えかたでござい

ます。第七に、内閣總理大臣は、復興計画に掲げる事業の実施について、総合調整を行

う。地方公共団体の長その他の機関を指揮監督するものとすること。但し、各省大臣の法令の規定により指揮監督の権限の行使を妨げないものとすること。という規定を設けてあります。これは現地におきまして各省からの指揮監督が非常に複雑に互ひましては、現地の復興事業といふものの進捗に多少支障を来すのではないかと

いうので、その調整を総合調整を是非とも内閣總理大臣においてやつて頂くほうが従来の例に徴しましても

よろしいという建前から、こういう規定を設けましたが、併しながら各省大臣が法令によりまして、現実に持つておられますところの指揮監督権、それをこの規定によりまして排除する意思は毛頭ないのでございまして、各省大臣といたしましては、当然それらの法令によつて、奄美群島におきまして復興事業についての指揮監督権を行使して頂いても結構なのであります。

第八は審議會の構成でござい

ます。二十人以上の委員をもつて構成することになつてあります。委員は關係行政機關職員大體十名程度になる予定でござい

ますが、關係各省行政機關の職員、それから現地から鹿兒島県知事、鹿兒島県議會議長その他学識経験者を以て構成いたしますが、すべて内閣總理大臣の任命によるものといたしてあります。その次の第九は審議會に關する事務その他復興計画の策定並びに復興計画に基く事業の予算の執行に關する国の事務は、これははぶの類、従来の行政のありかたをいたしましては、各省がそれら予算を持ち、各省がそれぞれの立場において事業を実施し予算を見積り執行するということになつてお

るのでござい

ますが、鹿兒島県の極く一部でもござい

ますが、又事業を急速に実施し、その効果を挙げるということも必要でござい

○理事(堀末治君) どうぞ質疑をお願いいたします。

○島村軍次君 この法案の中で復興計画は鹿児島県知事が定めて内閣総理大臣の承認を得る、こういうようなことになつておるようですが、あの計画で大体の予算はどういうような予定で定められるか、又この今回の法案に伴う経費は現に計上済みのものであるが、或いは今後の問題になるのか、それらの点を明らかにして頂きたい。

○衆議院議員(保岡武久君) 奄美群島の現在の状況というものを急速に復興いたしまして、何年で一体本土に準ずるような程度に引上げるかということにつきましては、いろいろ問題がございますが、これは余り長く引延ばすということもどうであらうかという考えもあり、又余り短日月にやろうとしても無理があるのではないかと、大体五カ年計画、おおよそ五カ年計画というところをこの法案の第二第二項に規定しております。「前項の復興計画は、おおよそ五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ」と同時に、この法案は昭和三十六年の三月三十一日までの期限法になつておるわけでございます。これは附則の第一項にその点を明記いたしておるわけでございます。おおよそ五年を目途として復興事業を行うという趣旨でございまして、なおどの程度の復興予算がかかるかということにつきましては、五年を目途といたしまして、今年の十月三十一日までに内閣総理大臣はこれを策定されなければならぬことに相成つておりますので、その際に、それまでの間にいろいろと固められて行くことと思つておりますが、現地の大体

の推定から考えてみますと、恐らく百五十億前後の経費を要するのではないかと、こういうようなことが考えられるのでありまして、これは復興計画の策定までになお十分に検討いたしまして、実際の計画を立てて行かなければならぬというふうに考えております。昭和二十九年度に關しましてはすでに二十億という奄美群島復興費の経費といふ費目で予算が通過いたしておりますので、この予算の範囲内において大体この計画を策定して行くということになるかと思つておりますが、現地から考へてみますと、二十億の予算といふものがすべてこの復興計画に基いて復興事業費に充てられるかというところ、そうでないものでありまして、昭和二十八年度の十億と同じように國が直接、例へば平衡交付金法或いは生活保護法その他各種の法令によりまして、当然國が負担するすべての費用も全部二十億の中から支出するといふ建前になつておりますので、現実に復興の費用に充てられる費用は今のところ大体六、七億程度しか見込まれていないのではな

いか。この費用は奄美群島の現在の状況から考へますと、非常に過小な費用であるといふふうに実は考へておる次第であります。二十九年度は恐らく二十億という枠内で奄美群島に關するすべての処理をするということになつておりますので、その範囲内で一応の計画を立てて行くということに相成るかと思ひます。

○島村軍次君 これに伴う鹿児島県の負担がどのくらいになるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今のお尋ねの点でございますが、これはこの法案が成立いたしました場合において審

議会におきまして、復興計画が審議せられ、決定をいたしましたとして、政府としてどういふふうな二十億の金を振り向けるかということが具体化いたしましたものと、この別表の第二等に定めてございまして負担の割合が明確になりませんので、従つて只今のところでは具体的に二十億に對應する地方負担が幾らであるかということはおちよつと明確にいたしかねるのでございまして。

○島村軍次君 この審議会の構成メンバーは大体説明を受けたのであります。二十人のうち国会関係の人が五人と、それから鹿児島県知事、議長が入つて、あと学識経験者となつておるものがどの程度入れるかということ、それから只今お話の關係行政庁の職員といひますか、この予定はどういふふうな予定されておりますか。

○衆議院議員(保岡武久君) ずつと前の案には国会、参議院から五名出ておりましたが、これは必要があつたから学識経験者の中から出れるという建前で一応これは削りました。この法案にはございせん。その他の問題については自治庁からお聞き願ひしたいと思います。

○政府委員(小林与三三君) 今自治庁のほうで一応考へておりますことは、大体各省は、これは殆んどすべての各省が皆關係しておられますので、まあ七、八人はどうしても關係各省の次官に入つて頂かなきゃならんと考へております。あとは今保岡議員から御説明いたしました通り、国会のほうは原案においては入つておりませんので、知事等鹿児島県の議会の議長が入りますので、あとは学識経験者ある者でございまして、この学識経験者ある者は恐らく

は現地における学識経験者、或いは更に現地出身で中央においていろいろ働いておられます学識経験者あるかたへ並びに一般的に復興についてそれだけの専門的な知識経験のあるかたへ、こういう考へ方で選ばれると思うのでございまして、それでございまして、それから、あと十名余りはそうしたかたになつてもらおうと思つております。

○島村軍次君 そうしますと、最初の原案の国会議員は削除したということですから、国会議員は入らんものと解してよろしいのですか。

○政府委員(小林与三三君) 現在の案が通れば入らなかつた、こういうことになつております。

○島村軍次君 それから國の負担又は補助の割合が十分の四から十分の八とか、或いは五から八とかいふことは、復興計画に従つてその率を定めるといふことに了解してよろしいのですか。

○政府委員(小林与三三君) その通りだと存じております。

○島村軍次君 私は奄美群島の実際の状態はよく存じませんが、開墾千拓とか、或いは埋立てといふような問題が当然起つて来ると思うのですが、それはどこに入るのですか、この計画のうちには土地改良のうちへ含むことになるわけですか。

○衆議院議員(保岡武久君) 土地改良の中に入ると思ひます。

○島村軍次君 そうしますと、これらの仕事はこの別表によりまして、海岸、漁港、港灣等は全額國庫でありますが、千拓等は補助でやる、こういうことに了解してよろしいのですか。

○政府委員(小林与三三君) この法律

によりましてそういうことになるかと存じております。

○島村軍次君 提案者のほうはそれで結構なんでしょうか。

○衆議院議員(保岡武久君) この問題につきましては立案の際にいろいろと研究をいたしたのでございまして、結局國家の直営によりましてやはり相當の負担があるわけでございます。それから勘案いたしましたのでこの案で行かうということにきめた次第でございます。

○石村幸作君 この離島の復興とか振興に關しては、先に離島振興法というのが制定された、ここに提案理由の説明にもあるのですが、この離島振興法では足りないといふのでこの法を制定するのでしようが、そうなることこの離島振興法との関連とか又この振興法に抵触しない、それをどういふふうに取り扱うことになりましてしようか。

○政府委員(小林与三三君) 私たちの了解いたしましてのところでは、要するに奄美群島の復興は一般の離島振興法では到底間に合わない、力が足りないといふので、その先ず特別措置として考へられたのでございまして、先ず差当りはこの特別復興的な措置をせられまして、そしていわばこの特別復興が仮に終つたならば、いわゆる一般の離島の段階になるだろう、こういう考へ方で来ているわけでございます。普通の離島並みで扱つてよいのなら離島振興法でもいいと思つてございまして、普通の離島並みに及ばない状況にあるわけでございますから、最小限度をいふところまで急速に復興しなければならぬ、こういうふうな考へ方でこの特別措置法ができたものと、

そういうふうな趣旨で了解しているの
でございませう。でありますから、差当
りには皆この特別復興法において当分の
間一切の措置が講ぜられる、こういう
ふうに考えております。

○小林武治君 私はいさし根本的な
ことを伺つてみたい。一体これは議員
立法であるが、政府はこの法案をどう
いうふうに思っているか。これはむし
ろ大臣に聞きたいくらいの問題です
が、この法律を本気で扱おうとしてい
るかどうか。この心構えを伺つておき
たいと思ひます。

○政府委員(青木正君) お話のごとく
この法律は議員立法になつております
が、奄美大島の復興につきましても、
提案理由にもございませう通り、私ども
も現在の状態から見まして急速に復興
しなければいかん、そういう考えに立
ち、又二十九年予算算に一億二十億の
振興費は計上されておるのであります
が、これを使ひまする場合に、やは
りこうした特別立法のあつたほうが極
めて適切である、かように考えておる
のであります。幸いにしてこの法案
が成立いたしますれば、政府もこの法
案の趣旨に則つて急速に奄美大島の振
興を図りたい、かように考えておりま
す。

○小林武治君 普通の考えから言へば
この法案の構えは少し大き過ぎるぐら
い大きい、こういうふうに思つておる
のであります。奄美大島が全部で十二
万町歩の面積と、又人口二十万、こう
いう建前からすれば、この法案の構え
というものは非常に大きくできてい
る。構えは構えとして、構えだけで終
つて内容が非常に乏しいというふうな
ことに私は心配があらはせんかといふ

ことを憂へておるのでありますが、そ
の点は政府も構えに伴うだけの気構え
で以てこれに應ずるつもりかどうか、
こういうことを伺つておきたい。

○政府委員(青木正君) その点につ
きましては先般の衆議院の委員会にお
きまして、本案の審議に當りまして長官
からも申しておるのでありますが、で
きるだけ最小の経費で最大の効果を挙
げる、こういうことのために、やは
りこうした特殊立法を御制定願つてや
つたほうがよろしいのじやないか、而
もまだ昨年復讐したばかりであります
で、これからこの計画によりまして五
カ年間で復興計画を立てる、こういう
ことを考えますときに、私どももいた
しましても、できるだけこういう特殊
立法によつてこれに應ずるよう復興
計画を樹立して行くことが適当じやな
いか、かように考えるのであります
に、構えを大きくするといふか、徒ら
に構えを大きくするといふ意味でな
くして、最小の経費で最大の効果を挙
げるようにするためにはこうした特別
立法が適当じやないか、かように考
えておるわけでありませう。

○小林武治君 私は大島の現地も多少
見て来ておるのであります。何し
ろ日本も乏しい財政である、従つて私
は計画を作るについては、できるだけ
正確にしてもらいたい。もういゝゆる
在来の災害その他においては、どうも
水増しの大きな計画がとかく出易い、従
つて私は大島の復興は是非必要である
が、できるだけ現地の実情に適した、
今お話のような効果を挙げようとな
本当に大島の復興になるような仕事に
金を注いでもらいたいと思ふのであり
まして、これらの計画の策定、或いは

計画の決定といふものについては、私
は真剣に取組んでもらいたい、こうい
ふふうに思ふのであります。ただ地
方から出て来た、これをいい加減にや
るといふことでなくて、本当の実地に
適応した計画に基いてこれを厳格に施
行してもらいたい、こういうふうに思
ひますが、その点はどうでしょう。

○政府委員(青木正君) 御指摘の点、
誠に御尤もであります。衆議院の附
帯決議の趣旨も全くそこにあると思
うのであります。そうして又この法案の
考え方もそうした考えに立ちまして、
各省がばら／＼でいろいろ不経済的な
施策をやつても無駄でありますので、
できるだけこれを一元化し、そうして
強力に復興計画を推進したい、こうい
う考えに立つておるのであります。幸
いにしてこの法案が成立いたします
れば、この法案の趣旨もそこにあろ
うと存じますので、政府の考えも又そ
こにありませう。法案の趣旨に則つて
強力に無駄のないように実施して行
きたい、かように考えておるのであり
ます。

○小林武治君 その点は私は提案者の
方々にも希望いたしておきませうが、本
当に地に即した計画を立ててもらいた
いと思ふのであります。ただ徒らに
膨大な計画に提われないで、本当に大
島の復興に役立つような、いわば地に
ついた計画を立てて、そうして効果の
挙がるように私は実施して頂きたい、
特にそういう要望をしておきたいので
ございませう。それからこれは自治庁で
以て所管される、これは統一事項のた
めには結構であります。然らば予算
としては自治庁の所管の予算になるの
かどうか、伺つておきたい。

○政府委員(小林与三次君) 今予算は
まとめて自治庁で計上することになり
ます。これは十一條はその趣旨だと我
我了解いたしております。

○小林武治君 二十八年年度の予算も、
本年度の予算も、恐らく大蔵省所管に
なつていと思ひますが、予算の組替
えをいたしますか。

○政府委員(小林与三次君) この法律
案が通りますれば、二十九年年度の予算
は大蔵省から自治庁に移し替へられま
して、自治庁でまとめて実施する、こ
ういう手続になつているのでありま
す。

○小林武治君 なお、この計画の実施
に當る職員を国家公務員にする、これ
も私はまあそれでよろしかろうと思
ひますが、それは総理府の職員にな
ると、こういうふうには了解してよろし
うございませうか。

○政府委員(小林与三次君) その通り
でございます。

○小林武治君 それから今もお話があ
りました。もう早速今年の計画も追
つておるのであります。これらの
計画の策定はいつ頃までにできるか、
或いは今十月といふことのお話であ
りますが、十月ではもうすでに半年過ぎ
てしまふ、こういう状態ですが、一
体それまで二十億の金は使用しないの
かどうか、それを伺つておきたい。

○政府委員(小林与三次君) この計画
は十月三十一日になつておりますけれ
ども、現地の仕事は一日といへども放
置しておくわけに行きませんので、二
十八年度に引続いて、二十九年年度の事
業も、緊急を要するものから逐次実施
して行く考えでおります。

○小林武治君 今の国家公務員の関係

であります。行政機関の職員定員法
との関係はどういうふうになります
か。

○政府委員(小林与三次君) この国家
公務員でございませうが、これはいゝゆる
地方事務官として置きまして、先
ほどの説明は少し足りなかつたかも知
れませんが、総理府事務官でなしに、常
置事務官として県に配置する考えで
ございませう。それで現に各地方に地方事
務官たる国家公務員がたゞさんおりま
す、それが同様定員法の枠外にな
る、これがこの法律の第十条の二項に
規定されております。そういう扱いで
進みたいと思つております。現にこの
振興事務につきましてもは現在もさう
に九十何人か地方事務官として現地で
仕事をいたしております。

○小林武治君 大島の現地には何か総
理府関係の事務所なり、そういうもの
がございませうか、できませうか。

○政府委員(小林与三次君) これは大
島のいゝゆる県の支庁を中心にしたし
まして、その支庁に復興関係の事務を
やる者もそこに併せてまとめてやる、
いわば強力なる支庁を作つて総合的に
行政をやるという点がこの法律の考え
でもあろうと存じております。その
支庁の支庁長、支庁次長以下復興事務
に従事する者は地方事務官にいたしま
して、その任免権を、重要な者は総理
大臣が直接行使する、それから或る程
度軽易な者は知事に任せる、こういう
建前で、中央と県が一体となつてこの
仕事を強力に進める態勢で参りたいと
存じております。

○木村守江君 この法案は、提案者が
提案理由で説明されたように、奄美群
島の占領が八年前に亘つての長い間の

空白を速かに埋めて、同地域の急速な振興を図つて、二十万同胞の喜びを来したという御説明の趣旨はよく我々了承できますが、この法案はまあ非常にいい趣旨であります。法案そのものは非常に杜撰なものではないかというのを言わなければいけないと思ふんです。例を挙げますと、この正誤表が渡りましたが、こういう正誤表、恐らくはこれは大修正にも等しいというふうな正誤表は、我々未だ曾つて余り多く見たことがないといふようなことから考えましても、これはこの法案が如何に杜撰であるかといふことが言えるんじゃないかと思ひます。又只今御説明がありましたこの奄美群島復興特別措置法案の要綱につきましても、二回に亘つて印刷物をもらひましたが、その内容は相当両方の要綱について差違があるというところから考えますと、相当内容において杜撰な点があるんじゃないか、余り皮肉な御質問を申上げて申訳ないんですが、一体この正誤表は、提案者が非常に間違つたところからこういふふうな正誤表を出されたのか、又法的に自治庁のほうで、まあこれは役所から見ると、行政事務の点から見ても、この正誤表を出さなければならぬのか、ちよつと簡単に御答弁願ひたいと思ひます。

準備期間が非常に少なかつたために、何遍も印刷をしたりし直したりしたのがこの非常に不恰好のまじいことに相成つたわけでございます。その間におきまして別に政治的な意味があつたわけじゃないと思ふ。むしろ実情に合うようにしたいといふことで、もつと詳しく書き込んで行くうじやないか、もつと明確にして行くうじやないかというふうなことから、このうじやないかになりましたので、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○木村守江君 自治庁のほうはどうですか。

○政府委員(小林与三次君) 今提案者のほうから御説明のあつた通りでございます。

○木村守江君 それで私ちよつと小さいことですが、文教関係のことについて、この法案に盛り込まれた私の大きな疑義を持つ点を御質問申上げたいと思ひます。この法案を見ておきますと、これは只今申上げたように非常に杜撰なものであつて、教育方面から見ても、教育委員会法に抵触したり、或いは教育基本法の精神に悖り、大きく申しますと憲法の精神にも悖るようなこの法律の趣旨があるのじやないかといふことを考えられるのであります。それで御質問申上げますが、この第九条の第二項の「これらの事業を実施する市町村の長その他の機関」というのは、「その他の機関」というものの中には、県の教育委員会並びに町村の教育委員会を含むものであるかどうか、御答弁を願ひたいと思ひます。これは自治庁のほうで結構ですが……

○政府委員(小林与三次君) この二項には、これはこの二項の趣旨は、我々

の承知いたしておりますところでは、要するに復興計画に基きました主として建設事業でございますが、建設事業の実施上の復興計画に基く復興経費を、その間に建設事業を、建設事業を実施する上における指揮監督の規定だと存じておるのでございます。それでございませうから一般のそれらの法令、例えば教育の話でございますが、教育の運営プロパーに関するような指揮監督権というものは全然これは入つておらないと存するのでございます。それでございませうので、仮に建設の、学校を現実には建てる仕事をそれらの市町村が実施するわけでありまして、その市町村が実施する場合の事業自体について、経費の支出についてそれらに指揮監督というものは総合的な立場からあり得る、こういう規定でございます。

それでございませうから、若し仮にその仕事を市町村段階の内部において市町村がやれば市町村がやります。それから教育委員会が学校の建設その他の仕事をやる場合において、勿論教育委員会についてもこの経費の支出その他については指揮監督する、こういうふうな趣旨に了解いたしておるのでございます。

○木村守江君 私は奄美大島の実際の状態はわかりませんが、これは市町村の教育委員会ができておるか、できていないかわかりませんが、只今の答弁によりますと、これは教育プロパーなものに対しては教育委員会がやるのであつて、それから教育のいわゆる施設ですね、それからいろいろ予算の使ひ方等においてはこれを市町村長がやつてもいいのだというふうな御答弁であります。さうして承して結構でありますか。

○政府委員(小林与三次君) 今の問題はこれは市町村が事業の主体になるわけでございますが、市町村が事業の主体になるときに、その事業を市町村がやるのと教育委員会がやるのと両方の場合があるわけでございます。これは現在の教育委員会法の建前によつて当然であるわけでございます。それでございませうから予算の編成とかその他の問題は市町村長がやりますが、それに関しまして必要な原案を調整したり、そういう問題は勿論教育委員会がやりまして、その点は教育委員会法の定むるところによつて市町村内部における事務の処理はやるわけでございます。これも指しよつて特別な扱いをする趣旨はございません。

○木村守江君 只今の御答弁によりますと、これは事情によつてはその町村の教育施設を計画する場合に、或いは市町村がやつたり、或いは教育委員会がやつたりすることがあるというふうなことを申されましたが、そういう条文は教育委員会法のどこにありますか。

○政府委員(小林与三次君) 私の申上げましたのは、仕事をやる主体はこれは随くまで市町村そのものでございまして、その市町村そのものの仕事を執行する機関として長がやる場合と教育委員会がどういふにわけ合つて行くか、そういう関係は教育委員会法の定むるところによつてやる、こういうことを申上げたわけでございます。でありますから、予算を編成したり何かするのは市町村の内部において市町村が普通やります。併し原案は勿論教育委員会がやつて行くという建前になつております。それから予算の執行は教育委員会によつて教育委員会のほう

がこれはやることになつておりますが、普通の経理の手續によつて支出その他は出納長がやる、こういうことになつておるのであります。それは全く教育委員会法の定むるところによつてやるわけでございます。

○木村守江君 この条文を見ますと「その他の機関又はその他の者を指揮監督する。」と書いてあります。そうすると現在の教育委員会によりますと、学校教育の学校の施設の建築等はこれは府県の教育委員会或いは市町村の教育委員会がこの面に當つてゐるので、府県知事といへども市町村長といへども指揮監督することはできないのです。そういうところから、あなたはこの法文について何か疑問を感じませんか。

○政府委員(小林与三次君) 現在の教育委員会法では、勿論県の段階と市町村の段階では指揮監督の関係は全然ございませう。併しなから非常に多額の国費を尽して仕事をやるわけでございますから、国が出す経費の支出の仕方その他については、当然それらの留保をつけてまして指揮監督ができると存するのでございませう。これは普通の補助事業につきまして、補助金の執行その他につきましてそれらに必要な指揮監督権を留保できるのと同じ建前でこれが考えられると思つております。この規定はその趣旨の規定と我々は存じてゐるのでございませう。

○木村守江君 どうも御答弁の趣旨はわかるような感じがしますが、多額の国費を支出するから、これは町村長或いは知事が指揮監督する権利があるのだというふうなことでどうも了解できませんがね。

○政府委員(小林与三次君) これは御承知の通り教育だけではありませんで、一般の場合におきましても国が府県市町村に対して指揮監督権があるかないかということについては、先ず市町村に対して指揮監督権というものは一般的に認めておりません。併しなから国が補助金を出す場合に、補助金の使い方その他につきましては、補助条件等によつて十分あらゆる監督権をリザーブできるのでございまして、そのこと自体は私は特に問題はないと思ひ

ます。この場合は復興法に基きまして全額又は殆んど全額に近い多額の経費で、殆んど国の責任において急速に施設の整備をやらうというのでありますから、そうした整備事業の施行そのものにつきましては、その必要な限度において指揮監督権というものは行使して差支えない、そういう趣旨で立法されていゝのだと存じているのでございます。

○木村守江君　どうも今の答弁は、これは教育委員会法というものがあるののじゃないかと、ごつちやにしているのじゃないかと思うのです。これは教育に關しては教育委員会法という特別な獨立した法律があるのです。それで教育委員会ができてゐるのです。それはとかのほうの土木とか、民生とか、そういうものとごつちやにして、県の監督の監督がでけるとか、町村長の監督がでけるとか、ごつちやにしているののじゃないかか、如何ですか。

○政府委員(小林三三三君)　それは全然そうでございせんので、現に教育委員会法がありますが、例えば文教施設について補助金を出せば、その補助

金の使い方につきましてそれ／＼補助金の条件で指揮監督はこれではできるだけでございます。特に今度の補助金の施行等に関する法令を御覧願ひまして、教育費であろうが土木費であろうが、その点につきましては私は少しも障りはないと存じているのでございます。教育委員会は教育委員会法に書いてある教育プロパーの問題については私の仕事でございます、それとしまして私は直接関係がないのじやないかと存じております。

○木村守江君 どうも只今のあなたの御答弁の教育プロパーということがどういうことを言っているのか、私はわかりませんが、教育施設の建設ということでも、これは教育委員会の管掌下にあるのです。これは知事にもありませんし、文部大臣にもありません。町村長にもないんです。それをあなたがやるようなことを申されますが、教育プロパーであるとか教育プロパーでな

いというのはどういふことを言うので
すか。

○政府委員（小林与三次君） 私の申し
ましたのは、誠に学校そのものの建設
は、市町村の内部における機関といた
しましては、その実施の責任にあるの
は教育委員会でございます。首長は予
算その他の一般的権限があります
が、学校の施設の設置管理、これは教
育委員会法の定むるところによつて教
育委員会がやることは間違いないの
でございます。併しながら今申しまし
るのは、国が補助金を出して、例えば
学校の施設をやる場合にはその補助金
の使い方、使う条件その他につきまし
ては監督権を保有することができると
ございまして、そういうのと同じ趣旨

でこの場合もこういう監督の規定を入れられたと、こういうふうに考えておるのでございます。

○木村守江君　どうも私は納得行きませんがね。これは県で教育建設費を、予算を組むということは知事がやりま
す。町村でも町村の理事者がやりま
す。併しながらこれは実施すること
においては教育委員会がやる。これ
は市町村並びに県知事は指揮監督
をするのです。ところがここには
「指揮監督する。」と書いてある
のです。指揮監督するということは
予算を組むということです。

○政府委員(小林与三次君) いや、市町村長が教育委員会を指揮監督するという規定じやこれはございません。つまり知事が事業の実施について市町村その他の機関を指揮監督するわけでありまして、この場合の知事というのは国の機関といたしまして国の事務を指揮監督するということになるわけでございします。それでこの復興事業費は今申しました通り国費中心であります。

が、その国費の使い方についてその使う町村が計画通りやつておるかやつておらんか、そういう点は国といたしましては当然に指揮監督権は保有していいわけでございますから、全部任せてしまふという考え方もありますが、国の計画通りやることを、これは見てよいわけでございます。その意味の指揮監督権でございます。

○木村村江君　ちよつと質問を保留し

まして……。

○石村幸作君 どなたか質問があつた
んじやなかつたかと、憶えていません
が、もう一遍重複するかもわかりませ
んが、この別表の第二の県、市町村の

事業だと思ふのですが、県は別としても市町村の事業に対して国が負担する率も市町村の事業に対して国が負担する率がここに出ております。ところがこの補助金又はそれ以外の市町村が負担すべき地元負担金、それがこの地元への負担力がありますか、どうですか。これなども当然考えなければならぬのであります。

○政府委員(小林与三次君) 今お話の通りでございます、もとゞ地元にも県にも町村にも負担力は極めてななといふのでこの特別な扱いをやつたのでございまして、結局十分の四とか十分の八とか、いろ／＼書いてあります、これも仕事の性質によつて多額の経費のかかるものは法律でやらなくともいいだし、そうでなしに結局極めて輕易で地元でやり得る、或る程度

地元でも出したほうが適当だと思われるものは低率にする、こういうことである。具体的事業の内容を取上げて計画を立てられる、我々といたしましてもそういう配慮をいたして計画を作らなければならぬと存じております。

○石村幸作君 併し例えば町村のごときこの国の補助負担の以外の負担に対して事実負担力があるかどうか、それを聞いておるのです。

○政府委員(小林与三次君) これは市町村につきましては一般の内地と同様に一般の財源も与えますから、その財源と睨み合せて負担力がきまつて来ると思います。独立の税の負担力はこれはもう事実殆んどございません。併しなながら相当多額の交付税も参りますから、そういうものと睨み合せてこの計画が実施できるように負担力をきめて行く、こういう考えでございます。

○石村幸作君 そのできるように、と

いふのはどういふふうにしたらできる
のですか。

○政府委員(小林三三三君) 今申しましたように、交付税でも一般財源でどうせそれなりの町村に参りますから、その一般財源は普通の運営の費用もあつてしましようにし、こうした小さなものならばそれなりの市町村でやる保健衛生その他の経費にも充たさるべきものとして参るわけでありますから、その交付税の限度を考へてこの負担金がきめられて行く、こういう考え方でございませう。

す。

○石村幸作君 それでは、内地と同様に、さつきおつしやつたが、この場合町村のごときものは殆んど負担力がないと思うのですが、それをも御承知の上で政府がいろいろな交付金その他の方法で措置を講じてやるという、もうすでににお覚悟がある、こういうわけですね。

○政府委員（小林与三次君） その通り

でございまして、一般の交付税は勿論内地同様に行きますから、その他この地方の特殊事情に應じまして特別交付税はこれは相当考慮しなければいけません。それを併せて考えながら仕事をやつて行くと、こういうわけでございします。(了承と呼ぶ者あり)

○衆議院議員(保岡武久君) 今の御答弁の中に併せて起債の問題も考えて頂いたほうがいいのじやないかと思いま

す

○石村幸作君 提案者からああいう負債の問題も出ましたけれども、それは自治庁ではすでにそういう措置を講じなければならぬという覚悟があるわけですね。

○政府委員（鈴木俊一君） この地方の

奄美大島の地元の負担になります分につきましては起債の問題も勿論これは考へるつもりであります。同時に今小林部長からも申しましたように、この地方交付税法のこれはたしか附則であつたと思ひますが、奄美大島については単位費用、或いは測定単位と違つた特別の措置によつてこれをやるという事を特に願つておりますから、それに基いていわゆる普通交付税に當るものも特別交付税という形で出すようにいたしてありますし、そのほかに一般の特別交付税というものも勿論出るわけでありまして、そういう一般財源と今の事業によりましては起債の財源と分についての財源として考へられるわけでありまして。

○木村守江君 先ほどの質問の続きですが、そうすると、こういうふうに解釈していいのですか。都道府県知事は教育委員会を指揮監督することはできないというのがこれは教育委員会法の趣旨だと思ひます。ところがこの法律によりまして、教育プロパーのものを除いては必要に応じて都道府県知事が、鹿児島県知事が教育委員会その他の機関……教育委員会を指揮監督するといふのは、これは早急に奄美大島の復興をするためにこれは限時的な立法だといふふうに解釈していいのですか。

○政府委員(小林三三三君) 今お尋ねの通りでございます。この復興計画は飽くまでも現地で総合的にまとめて強力にやつてやる、こういうのが一番必要だと思ひますので、その場合に知事を中心にやらざるを得ない。そこで知事に殆んど計画の総合的な実施

並びに実施についての総合的な権限を任せまして、そうして知事がその計画を実施する。最小限度必要な限度において今申されましたように限時的に数年間の間にともかくも或る程度の段階にまで達する仕事をやろうと、こういうだけの極めて異例の措置だと思つて願つていいと思ひます。

○木村守江君 只今の答弁で大体了承いたしました。これは前に作つた立派な法律の權威を失うというやうなことがありませんので、こういうやうなことは本場に特異な例としてこれから立法措置をされるようにお願いして下され。

○理事(堀末治君) ちよつと速記をとめて下さい。

○理事(堀末治君) ちよつと速記を起して下さい。

○理事(堀末治君) それでは今議題になつております建設委員会との連合委員会の開会その他事項については委員長に御一任を願うことにいたしました。御異議ございませんか。

○理事(堀末治君) ちよつと速記をとめて下さい。

○理事(堀末治君) ちよつと速記を起して下さい。

問題はちよつと都合がござりますので、それをもう少し後進しにいたします。閣下第七号、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず銀治委員より修正の理由の御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(銀治良作君) 修正の理由につきましては刷物でこちらにおあけしてありますからおわかりと思ひますが、私の氣持を一つ申述べて御了解を得たいと思つてあります。我々は身党でありながら政府原案を修正したというので、随分攻撃を受けましたが、これが出ますまではいろいろといきさつがあつたことは、初めから私十分承知いたしておりました。そこで問題は、学生の選挙権の所在地について、住所といふことが一番問題でござりますが、住所といふものの定義につきましては民法だけに載つておるのではありません。而して民法第二十一条には生活の本拠地のあるところを住所とする、こう書いてあります。ところがこれに倣ひまして、公職選挙法も単に住所とだけ書いてあります。それから地方自治法におきましても単に住所とだけ書いて、定義は載せておらないのであります。これについては、まあ地方自治法のことは私それほど関係いたしておりませんが、公職選挙法の制定については私みずから深く関係いたしましたので、これは民法と同一の意味であるかといふことをたび／＼尋ねまして、その通りだ、こういうことであつたがために、特別に規定されなかつた。従つて我々はどこまでも立法の精神からいへば、又法律の解釈の上からいへば、民法と同一の住所である、かように考へるのであり

ます。そうしてみると、学生諸君が就学地へ變つて来ておられます。生活の本拠がどこであるかといふことが第一にきめられなければならぬ問題だと思つてあります。そこでいろいろ議論はありましたが、我々は昨年六月自治庁から出された通達が出て、世にいう／＼これに對して問題の出ましたときから、実情を深く考究いたしました結果、学生諸君が遊学中は勉学のためだけこちらに移つて来ておられる、従つて休暇になれば帰る、勉強が済めば郷里に帰る、これが本則だ。併し全部そうだとはいへません。これが本則である。従つてこれを本則として解釈すべきものだ、こういう立論からして、自治庁の通達は差支えないものであろうという議論をしておつたのであります。併し随分議論がありまして、又自治庁自身もこれを統一して置くにあらざれば、各選挙管理委員会において取扱ひ上甚だ困るといふ議論がありまして、それで法律で明定しよう、こういうことで選挙法改正委員会に諮問せられました。そこで選挙法改正委員会ではA案とB案が出たわけでありまして、そのA案は本則として就学地にあるものと認める。但し郷里に住所があつて郷里で選挙権を行使しようといふならばこれは否まん、こういうことがA案であります。それからB案はこれと反對に、本則として就学地にあるものと推定する。但し就学地においてこれを行使しようとした場合は、これを拒まない。こういう二つの案が出まして、いろいろ議論があつたのであります。結局A案が多

数であつて、A案を改正委員会の答申

案として政府に出されたわけでありまして、そこで自治庁ではこの答申に基きまして、この原案のやうなものを内閣提出法律案として出された、こういう実情であります。

で、我々にもこれを出すときにどうだろうというお話がありました。まあ政府の建前から折角調査会へ諮問したのでから、その諮問に反するものも出されまいと思ひますから、出されることはやむを得ないと思ひますが、我々もつと深く研究しなければならぬといふことを留保しておきました。そこでこの案が委員会にかかりまして、いろいろ議論を随分長くやつたのであります。これはもう一月早々第十九国会の第七号議案として出たのであります。それが今日まで遅れまして、五月月の間審議をいたしました。その間においていろいろ議論はいたしました。が、やはり先ほど私が申しましたように、民法と選挙法の住所は同一であらなければならぬ。そうしてみると、生活の本拠地がどこだといふことになる。そこで生活の本拠地といふものを深く考へてみると、我々は遊学中においては未だ生活の本拠を移しておるものと認められない、こういう結論に達したのであります。併し学生諸君は、これはもうここに住所を移したので、従つてここで選挙権を行使するのだ、従つてここから、これはもう拒む必要はありません。これはもう拒む必要はありません。併しそれにし、又住民登録法が施行せられまして、住民登録をしておりますから、この住民登録と住所といふものを一致せしめるという方針でなかつたら、住民登録の制定の意味をなしませんから、

午後零時一分休憩
午後一時四十七分開会
○理事(堀末治君) 休憩前に引続いて地方行政委員会を開催いたします。
午前に保留になつていた奄美群島の

七

そこで住民登録をしてやられることをしたい、こういうことであります。それが修正案の第二項の但書に出ておるのであります。それから第三項はこれは保安官及び警備官も学生生徒と同一に取扱う、こういうことを規定しております。それから第四項であります。これはどうも書き方が悪いのでわかりにくいと言われるのでありますが、これはこういう趣意からできたのであります。郷里であるものと推定する。申出をすればここでやらせる。こう言うているから、選挙管理委員会へ申出がなかつたから全部郷里であるものだ、こういうことを言われては困るから、たとえ申出がなくても、選挙管理委員会において、就学地に住所があるということ、が明瞭である場合は、それはもう就学地にあるものとしてよろしいのだ、この推定に提われてはいかん、こういう学生生徒の選挙権行使の便宜を考えまして、一種のこれは注意規定に過ぎないのであります。従いまして、郷里にあると推定いたしました。申出があつた場合は、ここで選挙権を行使させる。申出がなくても住所がここにあるということが明瞭であれば、選挙管理委員会では、ここに住所があるものとして取扱うわけで、こういう二重の趣意をやつておりますので、実質上においては殆んどいづれの原案によりまするも変りはないものと考へておるのであります。又実際変りはないはずであります。ただそこで問題は、反対議論として問題は、申出させる、住民登録させなければいかんとお前が言うじやないか、それは学生に無理を強いるものだ、そういうことを

すると、それはもう実質上において学生の選挙権の制限である。又甚だしきに至つては学生選挙権の剝奪などいつて宣伝しておられる。これは私は非常に当らんとするのです。学生諸君が郷里から離れて東京なら東京へ来た。東京へ来たなら、東京へ来たということを言わなかつたら、東京へ来たということとがわかりはしないのじやありませんか、言わなかつたら、こうしていいない。この法律があるが、原案だろが修正案だろが、申出しなかつたら、住所の法律の無にかかわらず、それはもうやらなければならんことなんであります。これによつて選挙権の制限などということは絶対ありません。いんや剝奪などというに至つては、ためにせんがための悪意である、かように確信いたしておりますので、何とぞ我々の修正の真意を一つ御了解願ひまして、衆議院で通過した通り御審議下さることをお願いいたす次第であります。

大抵この程度にして、又質問がありますれば……

○理事(堀末治君) どうぞ御質疑をお願ひいたします。

○石村幸作君 質疑はこの修正部分だけですか。実はまだ原案に対してもいろいろ聞きたいと思つてゐるのです。

○島村軍次君 先ず政府のほうのお考えを承りたいと思ひますが、政府原案に対して衆議院の修正の變つたことは、只今鍛冶さんの御説明の通りであります。この点に關しまして政府側の所見を一つ伺つておきたい。

○政府委員(青木正君) 学生選挙権の問題に關しましては、御承知のごとく先般選挙制度調査会に諮問いたしました。その答申を得たのであります。その選挙制度調査会の案におきまして、只今鍛冶委員からも御説明がありまして、A案とB案と二つありまして、そのうちA案について選挙制度調査会がこれを政府に答申いたしましたのであります。政府といたしましては、その答申を得ましたので、調査会の意向を尊重し、又その案によつて今回の改正案を提出いたしましたのであります。而して調査会の経過にも明らかなく、又只今鍛冶委員からの御説明にもあります。よく、いわゆるB案についても思考すべき議論のあることは選挙制度調査会の経過においても、その点が明らかになつておるのであります。が、我々もいわゆるB案についても思考すべき点があると思ひます。併しながら調査会の意見について考えまして、又全般的に考えまして、やはり政府といたしましてはA案を採用することがこの際最も適當である、さうな考えに基きまして、政府といたしましては、A案を今回提案いたしましたのであります。

もういゝ意見がございまして、要するに公法、私法を通じた一つの住所というものがあつた、それとも住所というものは単に法律的に別々にこれは關連をする、即ち住所は複數であるといふふに考へるかという点についていふ、議論があつたのでございまして、実際に少くとも現行法の下においてはやはり住所が一つであるという建前でないといふことで、答申は住所が一つであるという前提で答申があつたのであります。自治庁としましては民法の生活の本拠という住所の考え方、地方自治法、或いは公職選挙法、地方税法というよりなるものを通じて、やはり住所という觀念は、一つの觀念としてこれを考へなければならんものと思つておるのであります。住民登録法というよりなる制度が一面にございまして、おおよそ住民というものを登録をして、その制度を各方面に利用しようという考へ方も、これはやはりそのような住所は一つであるという根本の考え方から立つておるのであります。私どももいたしましては、只今鍛冶委員のお話でございまして、只今住所は一つである、こういう考へ方につきましては全く同意見でございまして。

○島村軍次君 勉学……、学生、生徒の下宿又は寮で居住するといふことは、勉学を主体とするといふ今説明があつたのであります。この点に關しては自治庁のほうではやはり勉学が主体である、やはり勉学地に、いわゆるA案とB案を比較したときにB案の説が思考し得るといふ只今政務次官のお話であります。さうに解してよろしいのでございませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 修学のため勉学地に居住をしてゐる者の住所が郷里にあるか或いは修学地にあるかというところは、実際の生活上の態様がどうなつておるかという問題になると思ひます。この点については、それを具体的に、学生、生徒の実態を把握しなければならぬわけでありまして、大抵修学地に住所があると認められる者、或いは郷里に住所があると認められる者といふものは、おおよそ極く大ざっぱに申しまして認定の上では非常な認定しがいといふものが相当あると思ひます。そういう場合には結局或る程度本人の意思の一部をなすわけにございまして、そこで本人の意思といふものを加味して住所をきめる、こういうふうな考へ方をするわけでありまして、さういふ意味で本人の申出といふものを政府案におきまして或る程度の地位を認めておるといふ考へ方でございます。

○島村軍次君 政府の原案についても、或いは衆議院の修正案についても、書き方については「市町村の区域内に住所を有するものと推定する。」という言葉が使つてありますが、その推定といふことを法的に解釈すればどういふことになりませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 推定と申しますのは要するにこれを覆すべき反証がない限りはそこにあるものと考へる、又さういふふうにいふことに、ついでに推定の責任を免れる、こういう意味でございませう。ですからそれを覆すだけの客観的な反証を挙げて参りますならば、この推定にかかわらず或いは郷里、或いは現住所にある、こ

○政府委員(鈴木俊一君) これは第一項或いは第三項の但書におきまして、原則は勉強地に住所があるのであるが、本人が申出た場合には郷里に住所があるものとしてもよい、要するに推定相定を適用しないというのが二項なり三項なりの但書であります。そういう申出があつた場合には明らかに推定を覆して差支ないわけでございますが、

○衆議院議員（鍛冶良作君）　今の説明は法律的な説明はそれでいいのですが、例えばが悪いので、この修正案からいいますが、例えが悪いので、この修正案からいいますと、郷里にあるものと推定すると、こういうのです。そこで、いや、私は修学地にあるのだと、こう申出れば、但書によつて当然そうなる。そこでこの四項はそういう申出をせなくても、管理委員会では東京ならくても、

○政府委員(鈴木俊一君) 裁判上の問題といひましては、これは直接に公職選挙法の問題でございますから、法的には直接関連は持たないと思ひます。

○小林武治君 そうするとそこに選挙法上の住所というものは、先に一つしかないとのお話ですが、選挙法の上で下宿に住所があると、こゝういふことを選挙名簿の上で確定しますね、それ

○政府委員(鈴木俊一君) 具体的に税金を取るものが、どこに住所があると認定するか、又選挙委員会が、どこに選挙権行使の住所があると認定するか、これは認定機関がそれぞれ食い違っていますので、親念として、又い、こういうふうに理解してよろしい、でございますか。

は、すれども住所としたまはしては地方自治法上の住所或いは公職選挙法上の住所と同じものと、かように考えておきます。

○島村軍次君　そうしますと、地方税の上で、学生であつてもこの地方税法中の要件に叶えば、例えば埼玉県に住んで勉学のために東京に来た、併しそれは今回の改正によつてこの政府原

案のようにいわゆる勉学地に住所があるものと推定する、こういうことの解釈で東京に住所があるということになり、地方税法中の住民税の要件に叶つておれば東京都選挙する、こういうふうに解釈してよろしいと思ひますか。

○政府委員(鈴木俊一君) その通りでございます。

○長谷山行毅君 先ほど衆議院の鑑治さんからの修正案の趣旨の御説明で、中心地というものの基本的な考え方は、これは民法に規定するところの住所であるというこの説には私も賛成でありまして、仮に住所をいへば多元的に解釈するといふ場合には、仮に公職選挙法においてはどういうふうな住所を規定する、民法と異なる住所の觀念を持つて規定するといふ場合には本法における住所とは云々という規定をしなければならぬわけでありまして、その点は納得できるわけなんです。ただ問題は民法第二十一条の生活の本拠といふものは、あえてその父母の、父兄のおる郷里にあるのか、それとも勉学地にあるか、これは各学生の具体的な生活様式によつて違つて来ると思ふのですが、学生の生活の中心地といふものは勉学地である。そうすると、その勉学期間においては生活の中心は勉学地にあるといふふうに考えることも一応の理論じやないか、こう思ふのですが、それに対する御見解を修正された鑑治さん並びに政府からお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(鑑治良作君) これは衆議院でも随分議論になつたところですが、成るほど今の実例から申しますと、今年の四月から七月まで、これだけだけをとつてみれば、それはもうこ

が生活の中心です。東京なら東京が生活の中心です。けれども七月になつて、もう休みになれば又郷里、又正月になれば又帰ります。これは併しそうでないと言われればそれは別ですが、我々は一般の場合を考えていいのですから、推定ですから本則としてそういうものだ。そういうものでしたらそれだけを見れば、これが生活だと思ふ。学生生活全体から眺めると、ここに本當に永住して来ているとは認められない。こういうことなんです。それから勉学のためにここへ来ておるのだ、あつて、勉学が済めば郷里へ帰るのだ、これが本則だと思ふ。併し初めからここに來てしまつておる、ここで生活しておるというなら何も我々はそれに反対することでもありませんが、それはもうつとよい例になりますといふと、出漁者の問題であります、私の郷里から北海道へ大變な出漁者が出ます。これはだん／＼だん／＼出漁の期間が長くなりまして、今では二月に出まして十一月に歸つて来る。郷里には三月月しかおらないのです。子供まで連れて行つて子供も向うの学校へ上げて行つて、夫婦連れで行きますから、それでもやつぱりもう本來はそこに十月月なら十月月いるけれども、今に歸つて来るのだ、これが本則だ。こう考えます。故に出漁者は全部やつぱり郷里にあるものと取扱つて、又そうでなくもやなんのですから、それらの点から考えまして我々は勉学のためにそこにいらからといつて永住して来たとは認められない、こう我々は深く考えました結果、そういう結論に達したわけであり

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の生活の本拠といふものの解釈に當つて、學生については勉学が生活の中心であるから勉学地が即ち住所である。そういう御解釈をとる人も確かにあるわけでございますが、まあその勉学といふことを学生の場があるかどうかといふことはやはり簡単、単純過ぎやしないか、やはり勉学地といふことも一つの算定の基礎にならうと思ひますけれども、先ほど来申上げますような郷里、郷里と言ひますか、家族の生活中心といふものがどこにあるか、それと結びつきがどの程度親密であるかといふようなことをやはり総合的に判断をいたし、又更に本人の意思も或る程度斟酌をして最終的にきめるべきものであるといふふうに考へておる次第でございます。

○長谷山行毅君 先ほど鑑治さんの御説明で出漁者の例がありました、これと學生とはちよつと違ふような氣もするのです。これはもう見解の違ひかも知れませんが、併しこの生活の本拠といふものを生活の資を得る場所、こういうふうな解釈ではないわけなんです。

○衆議院議員(鑑治良作君) 資といふだけじやありません。それはこういうことです。仮に東京に出て来た學生諸君を標準にとつてみますと、東京に出て来るまではもう郷里に生活の本拠があつたといふこと、これはもう何人も異論のないところだ。そこで東京に來るといふならばその生活の本拠をここに移したといふか、移住したといふか、こう考へなければいかん。ここから我々は出発しておる。そうしてみる

が、父母その他の親族が現に居住して云々、(一)非常に突然たる「その他の親族」といふふうな字句をここに用いてありますが、これで大体推定ができることになりませんか、こういう表現の仕方です。

○衆議院議員(鑑治良作君) これはその前の「一、寮、下宿その他これらに類するものに居住する」直前に同居して、ここに重きを置いてもらいたい、あとはただ附け足りなんです。東京なら東京に出て来るまでおつた所、こういう意味でございます。

○長谷山行毅君 それから第四項の御説明ですが、先ほど御説明があつたように、これは申出が、特別な意思表示が、この推定と違ふ意思表示があつたときは、当然その意思表示のあつたその場所を住所として選挙地とする。併しなからそれがなくとも明瞭な場合にはやはりこの推定をしない、こういうふうな注意規定なんです、これは。

○衆議院議員(鑑治良作君) その通りであります。要するに申出があれば推定を排除いたします。ところが申出が……だから申出のあるときだけ排除するのだと思ふ。申出がなくとも実際に認めたら排除していいのだ、こういう意味で排除という言葉を使つたらそういうことになつたので、そういう意味でございます。

○長谷山行毅君 これは却つてこういう規定があることによつて実際の事務的にはこの名簿を作成する人は非常に混乱することはあませんか、却つて、そういうふうな事態が起ることはありませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは先ほ

ど申上げましたように、推定規定を設けたという趣旨が選挙管理委員会の名簿調製を事実上容易にするというところとも一つの狙いになつておるわけでございます。そういう事実上容易にするという狙いから逆にそういう申出があつた場合だけが排除されるのだということになつては困るという、全く念のための規定でございますので、さうな事実上の名簿調製に當つての支障は生ぜしめないであらう、又さういうふうな運用にしたいというふうな考へております。

○伊能繁次郎君 最後に一つ政府にお伺いしたいのですが、衆議院の修正案が出て住居の推定に関する解釈の違いが、かように出たのちにおいて、政府においては学者にこの推定についていづれが通説の解釈か、という点について問われたことはありますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 特にこの法案を作成いたしましたから、このうちにお尋ねのような趣旨の質問と申しますか、照会を学者のかたへに出したことはございませんが、先ほど申上げましたように、選挙制度調査会自体に民法学者或いは公法の学者のかたがおられまして、住所についての深い、さうな御見解も持ち合せつつ、かような答申をされたわけでございますので、私もはそれを殆んどそのまま取上げるような恰好にしておるわけでありまして。
○理事(堀末治君) ちよつと都合がありますから、二十分ほど休憩いたします。

午後二時三十三分休憩

午後三時三十分開会

○理事(堀末治君) 休憩前に引続いて

開法第七号公職選挙法の一部を改正する法律案の審議を続行いたします。

○長谷山行義君 一点だけ更にお伺いしたいのですが、この三項はこれは保安隊員の住所についての規定なんです。先般自衛隊設置法が成立しまして、保安隊が自衛隊に切替つたということになりましたと、これは事実上ここには保安官又は警備官となつていますが、これは自衛官というふうな諸替えるように修正しなければ実際の運用ができないことになりませんかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘の通りでございます。これは提出いたします當時にはまだ自衛隊設置法等の法案は国会にも提出になつておりません。そのような状態でございましたので、政府案としては當時の事態において保安官、警備官という表現を用いておつたわけでございます。今回御指摘の法律が成立いたしました以上は、それに應ずる調整は必要かと考へておる次第でございます。

○石村幸作君 本法案の質疑も大分進みまして、質問もないようでありますから、この辺で質疑を打ち切つて、そこで本会議も明日はないようであります。十四日まで本会議もないようでありますので、討論採決は本日はやらないうで、本会議のある日の午前中に、朝少し早く勉強して出て頂いて、それで討論採決をして頂くように、勸議を提出いたします。

○理事(堀末治君) 只今の石村さんの勸議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(堀末治君) それでは石村さんの勸議の通り決定いたします。

本日は都合によりましてこの法案の審議は一時留保いたします。

○理事(堀末治君) それからかねて公報で御通知申上げておきました請願、陳情の御審議に入りたいと思ひます。速記をとめて下さい。

午後三時十四分速記中止

午後四時四十九分速記開始

○理事(堀末治君) それでは速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

昭和二十九年六月三十日印刷

昭和二十九年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局